

貸金業法・政省令

監督指針

自主規制機能強化のため規定の整備を行う

定 款

< 日本貸金業協会の目的 >

業務の適正な運営の確保

国民経済の適切な運営

貸金業の健全な発展

資金需要者等の利益の保護

自主規制基本規則

1. 営業店登録の申請等に関する規則

- ・特定箇所における、営業所の新設を原則として禁止
- ・大学へ隣接する場所への営業所新設禁止

2. 貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置に関する規則

- ・業容規模に応じた各種社内態勢の整備
(例. 経営管理、個人顧客情報の安全管理措置、外部委託等)

3. 法第12条の6に係る禁止行為に関する規則

- ・禁止行為の例示と、それに伴う社内態勢の整備
(例. 不正又は不当な行為)

4. 相談及び助言に関する規則

- ・適切な相談及び助言並びに助力のための社内態勢整備

5. 苦情対応に関する規則

- ・適切な苦情受付業務を確保するための社内態勢整備

6. 過剰貸付け防止等に関する規則

- ・多重債務化防止を考慮した、審査基準の設定及びその遵守
(例. 信用情報の利用等、保証契約時等の留意事項)

7. 広告及び勧誘に関する規則

- ・各種広告媒体に応じた表示内容や総量等に関する規程
- ・屋上広告看板及び誇大な壁面看板の新設を原則として禁止
- ・屋上広告看板及び誇大な壁面看板の24時以降の点灯禁止
- ・貸付けに係る勧誘を行う際の、承諾取得及びその方法
- ・顧客等からの意思表示に即した、再勧誘の禁止及びその期間

8. 取立て行為に関する規則

- ・法第21条の規制に係る、禁止事項の例示及び社内態勢整備
(例. 正当な理由を有さない場合)

9. 取引履歴の開示に関する規則

- ・開示を実施する際の、本人確認方法の例示
- ・開示における書面交付方法等に係る規定

10. 過払金支払に関する規則

- ・債務者が希望する口座への振込み支払を可能とする旨の規定

11. 債権譲渡等に関する規則

- ・資金需要者等の保護に資する適切な債権譲渡先の選定
- ・債権譲渡を実施した債権に係る帳簿の開示及び保管

苦情処理及び相談対応に関する規則

1. 苦情処理

- ・苦情に対する迅速且つ適切な解決を図るための態勢の整備
- ・非協会員に対し、速やかな解決を図るための協力の要請を規定
- ・苦情の未然、再発防止のため、協会員に対する事案の周知

2. 相談対応

- ・適切な助言及び助力を行うための態勢の整備
- ・債務相談における第三者機関案内の基準をルール化
- ・多重債務化防止のための、貸付自粛制度の整備

指導・連絡・監督

協 会 員